

南部町条例第 2 3 号

南部町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

南部町長

関山清孝

南部町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

南部町病院事業の設置に関する条例（平成 1 6 年南部町条例第 1 7 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 1 の表中「

介護医療院における食費 （1 日当たり）	介護保険法第 5 1 条の 3 第 2 項第 1 号又は同法第 6 1 条の 3 第 2 項第 1 号に定める食費の基準費用額
-------------------------	--

」を「

介護医療院における食費 （1 日当たり）	介護保険法第 5 1 条の 3 第 1 項の厚生労働省令で 定める要介護被保険者	介護保険法第 5 1 条の 3 第 2 項第 1 号に定める食 費の基準費用額
	介護保険法第 6 1 条の 3 第 1 項の厚生労働省令で 定める居宅要支援被保険 者	介護保険法第 6 1 条の 3 第 2 項第 1 号に定める食 費の基準費用額
	上記以外の者	平成 8 年厚生省告示第 2 0 3 号における区分「健康 保険法施行規則（大正 1 5 年内務省令第 3 6 号）第 5 8 条各号に該当する者以 外の者」の額の 3 食分

」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 1 日から施行する。